

令和7年度事業計画

はじめに

公益財団法人北海道精神保健推進協会（以下、「当法人」という）は、平成元年に、「札幌ディ・ケアセンター」を開設し、精神科デイケアを中心に「精神障碍者等」が安心して地域で生活をしていくために必要な支援（生活、就労、家族調整など）を包括的に行い、同時にそのための専門職員を養成する研修の実施など、広汎な精神保健福祉事業を展開している。

平成21年度には、「こころのリカバリー総合支援センター」（以下、「当センター」という。）と改称し、また、平成24年4月1日には財団法人から公益財団法人に移行した。

平成26年度には障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業として障碍を持つ人々の情報発信（メディア事業）に取り組む就労継続支援B型事業所「ここリカ・プロダクション」を開設した。さらに平成30年からは、就労定着支援事業も行っている。併せて相談支援事業所「ココクル」を開所するなど、総合的な精神保健福祉事業に取り組んでいる。

なお昨今、障害福祉サービス事業が増加してきていることから、全国的に精神科デイケアの登録人数が減少してきている状況もあり、当センターも例外ではない。今後はより一層「医療」「福祉」「地域」「就労」を結びつけて総合的に支援していくことが必要であり、多機能型機関として法人全体で取り組んでいく。

○ 公益事業の実施計画

1 「精神障碍者等」の社会参加への支援

急性期治療を終えた精神障碍者やひきこもり状態にある者等が、様々なプログラムに参加し活動することによって、主体的な生活能力の獲得を図り、病気の再発・再入院の予防を行い、社会参加の促進を目的に次の事業を実施する。

イ 精神科デイケア事業（こころのリカバリー総合支援センター）

① 精神科デイケアの実施

精神科デイケアは、地域で生活する「精神障碍者等」に対し、医療・リハビリテーション機能を提供する役割を担っており、精神科医療において欠くことのできない重要な社会資源のひとつである。

デイケアの実施にあたっては、日常生活のリズムを整え、仲間づくりや地域で生活するうえで必要な技能を身に着けるためのさまざまなプログラム活動などをを行う。また、統合失調症のみではなく、高次脳機能障害や軽度発達障害及び成年期の社会的不適応（“ひきこもり”等）を含めた諸問題に対応していく。

なお、ホームページや関係機関等へのリーフレット配布など広報活動を積極的に行い、当センターの活動内容を周知することで、通所者確保に努める。

【事業の構成及び内容】

- ・通所者（以下、「メンバー」という）の支援

- a.対人関係及び生活技能の習得

話し合い・スポーツをはじめとしたグループ活動・クラブ活動など様々な活動を通して仲間づくりや多様なアクティビティを行うことで、能力の回復と自尊心の高揚を図る。また、病気や障碍について学ぶことができる心理教育やSST、WRAP、アサーション、アンガーマネジメントや認知機能改善治療プログラム等をより積極的に提供していく。

- b.体力づくり

通所を日課として継続することにより、生活リズムや日常生活維持のため基礎体力の増進を図る。

- c.家族全体の相談援助

デイケアは集団ケアの場だが、個人の抱える問題や悩みなどに個別に対応し一人ひとりに合った支援を提供する（個別支援）。また、本人のみではなく、本人や家族の中にすでに持っている問題解決能力を引き出すなど家族療法の視点も持ち、オープンダイアローグやメリデン版訪問家族支援を積極的に導入し、積極的に当事者を含めた家族全体に対する支援を行う。

- d.当事者活動

共通の経験に基づいた仲間同士の相互支援活動を促進するため、当センターメンバーのピア活動の育成を行う。

- e.地域交流

精神障碍者回復者の仲間づくりの機会として、年間行事であるセンター祭その他のイベントを広報し交流の機会とする。また、関係機関との交流や町内会行事に参加する。

- f.ひきこもり外来・デイケア

ひきこもり外来は予約制により実施する。また、ひきこもり外来・相談からデイケアにつながる者に対しては、対人交流技能をはじめ実際の生活に役立つプログラム（話し合い、心理教育等）に取り組む。

② OB会活動支援

デイケア終了後も就労・就学でつまずくケースは少なくない。そのため、終了後も相談できる関係を保ち続けられることを保障している。また、地域で自立した生活を送れるよう、機関誌発行(年1回)や終了者の集い(元気でやっとる会)により、つながりを維持することで、お互いが精神面でも現実面でも支え合うことができる支援を行う。

③ 家族会活動支援（リラの会例会・機関誌発行等）

家族会活動として、家族が疾病の理解とその対応のあり方などを学習する機会を提供し、家族自身がいきいきと生活でき、また家族同士の親睦を深めるための例会(毎月)や機関紙の発行(毎月)を支援する。

□ 障碍者就労支援事業

就労継続支援 B 型事業所「ここりカ・プロダクション」や相談支援事業所「ココカル」とも連係し、個別対応として就労に向けた知識、方法を考える機会を提供する。実施にあたっては、リハビリテーション（治療）→就労訓練→就労の流れが見えやすくなる工夫をする。

ハ 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業

(1) 多機能型事業所の運営

平成 26 年度に精神障碍者のための新しいタイプの事業所として開設された障碍を持つ人々の情報発信（メディア事業）に取り組む就労継続支援 B 型事業所「ここりカ・プロダクション」の運営を継続する。

また、平成 30 年度から就労定着支援事業所をここりカ・プロダクション内に併設しており、就労したメンバーのフォローを継続し、定着できるように支援する。

① 就労継続支援 B 型事業所の運営

施設名称：「ここりカ・プロダクション」

場 所：札幌市白石区平和通 15 丁目北 13-18

フレンド平和通 101 号室

事業内容：映像等を媒体としたメディア事業など

開設年月：平成 26 年 6 月 定員：20 名

就労継続支援 B 型事業所は、仕事を通じてメンバーが希望する生活の実現のために必要な支援を行う。また、令和 7 年度は事業所開設満 10 年を経過したことから、事業所の活動内容の周知をより積極的に行い、併せて利用者の確保に努める。

【業務の構成及び内容】

a. 当事者の立場からの情報発信

ラジオ放送、YouTube ライブなどの自らの企画による定期的な情報発信を行う。

b. 語りを生かす業務

リビングライブラリー（メンバーが生きている本として経験を語る取り組み）、

デジタルストーリーテリング（自らの語りをデジタルツールで表現するもの）等のナラティブ（語り）の要素を取り入れた仕事では、メンバーの自己肯定感やエンパワーメントに着目した支援を行う。北海道内外の関係機関や当事者と連携し、対面による交流・意見交換機会を増やしていく。

c. 講演業務

北海道内の福祉、作業療法、看護養成の大学等での講義や、町内会関連の防災に関する研修講義を行う。

d. 映像制作等業務

研修中継や記録映像制作等の依頼に隨時対応していく。自主作品の制作も行う。

② 就労定着支援事業所の運営

就労から半年を経過したメンバーへの支援を充実させ、職場への定着を図る。オンラインによる支援も活用しながら、休日の対応なども厚みを持たせながら支援する。

(2) 相談支援事業所の運営

当法人では、「精神障碍者等の社会参加の促進」を目的としており、設立当初からメンバーや家族等からの相談に応じているところであるが、平成28年度からは相談支援事業所を運営し、①就労支援事業やグループホーム等の障害福祉サービスへのつなぎ、②ここリカ・プロダクションやその他障害福祉サービスの利用更新（概ね1年毎）のサポート等、医療から福祉へ繋がる支援を行っている。

施設名称：相談室「ココクル」

場 所：こころのリカバリー総合支援センター内

開設年月：平成28年6月

2 精神障碍者の社会参加を支える体制の整備及び啓発普及

「精神障碍者等」が地域で安心して生活を営むためには、それを支える人的・社会的資源の養成が必要であり、専門職や一般市民等を対象に教育研修事業等を実施する。

イ 精神保健思想の啓発普及と研修事業

独立型の精神科デイケア施設として先進的な実践を通じて蓄積した知見をもとに、地域で精神保健医療福祉に関わる専門職等や当事者・家族を対象とする各種事業を実施する。また、研修会の開催及び実習生・見学者の受け入れ等も積極的に行う。

① 地域精神保健スタッフ等研修事業

道内の各地域で精神障碍者に関わっている地域精神保健福祉スタッフを対象

とした研修を開催する。

② 実習生、見学の受け入れ事業

各関連職域（医師、精神保健福祉士、保健師、看護師、作業療法士など）の教育機関から実習生を受け入れ、精神科デイケア施設として、精神障害者支援の実践的体験教育を、年間通じて実施する。また、他機関に勤務している者の実習受入も行う。

また、「精神障害者等」への理解を促進するために、市民・ボランティア等の見学希望をできるだけ受け入れる。

③ 各種研修会への講師派遣及び企画運営の支援事業

社会福祉団体など関係機関が開催する研修会への講師派遣及び企画運営等への協力・技術支援を実施する。

④ 市民講座の開催

精神保健福祉思想の啓発普及のため、一般住民を対象として精神保健福祉に関する公開講座を開催する。（年1回開催予定）

⑤ 障碍者のスポーツ振興への協力

近年、レクリエーションとしてのスポーツや、競技としてのスポーツに取り組める場や機会が見られるようになっているが、各競技団体では練習の場所に苦慮しているところもあることから、精神障害者のスポーツ振興の意味も含め、精神障害者団体より申し出があった場合、体育館貸出などの協力も検討する。

⑥ 精神障がい者地域移行研修事業の実施

精神障がい者の退院促進や地域生活の定着など精神障がい者の地域生活移行に向けた取り組みを促進するため、北海道からの委託事業として地域住民や医療・福祉・行政等関係者を対象とした研修並びにピアソポーターの育成を図るための研修を企画・実施する。

- ・地域移行研修会：地域における精神障害者の地域生活への移行の取り組みに対する理解の促進、地域における支援者の援助技術向上と地域生活移行に向けた支援体制の充実強化を図るための研修
→概ね道内21か所開催予定

- ・エリア研修会：各圏域間での情報交換や課題整理を行うため複数の圏域を対象に行う研修

→各圏域の地域生活移行の取組状況を踏まえて実施する。

概ね3か所開催予定。

- ・ピアソポーター研修会：地域におけるピアソポーターの養成や活動への支援を行うための研修。

→札幌 概ね年1回（オンラインと集合の融合型）

- ・オンラインによる年2回程度のセンター長会議の実施

□ 高次脳機能障がい者支援事業等

① 相談窓口及びリハビリ提供・地域生活支援事業【在宅生活支援事業】

平成16年度から北海道の補助事業により高次脳機能障害者の通所を受け入れて認知訓練等の支援を行い、平成19年度からは委託事業となって事業を進めしており、今年度も事業受託により、高次脳機能障害者の支援及び道内関係機関との連携を推進する。

なお、実施にあたっては「在宅生活支援」とは「家の生活」のみに注目するのではなく「在宅で生活しながらの社会生活・社会参加」を支援することと捉え、個々のケースに合わせた在宅生活支援のためのアセスメントを行い、これまで蓄積してきた経験に基づき通所リハビリテーションや関係機関等との繋ぎを行う。

② 北海道高次脳機能障害リハビリテーション講習会の開催

一般市民に対し高次脳機能障害への普及をすすめるため日本損害保険協会の助成を受け開催されている「北海道高次脳機能障害リハビリテーション講習会」の事務局を担うことで関係機関との連携を図り、一般市民への普及の一助とする。

- ・年1回開催

ハ ひきこもり対策推進事業

① 北海道ひきこもり成年相談センターの運営

平成21年7月から北海道における「ひきこもり対策」を推進するための核となる「北海道ひきこもり成年相談センター」を設置し、第1相談窓口としての機能を果たすとともに、北海道庁関係部局をはじめ、障害者・児童福祉、若者就労支援、教育支援機関等との連携を深め、支援ネットワークの構築を図るものとする。

年度初めに所管を通じて道内市町村に希望を募り、相談会・研修会・ケース検討等を実施する。

② 札幌市ひきこもり地域支援センターの運営

平成27年10月から札幌市の委託事業として行っており、札幌市民でひきこもりの状態にある本人やその家族等からの電話・来所等による相談に応じ、適切な助言を行うとともに、必要に応じて家庭訪問を中心とした訪問型の支援にも対応する。札幌市においては、各区民センターを借り、土日相談にも対応した出張相談を実施する。また、相談内容に応じて、医療・保健・福祉・教育・就労等の

適切な関係機関へつなぐことで、ひきこもりの状態にある本人の自立を促進する。

平成30年度より札幌市で実施している「ひきこもりに関する集団型支援拠点設置運営業務」“居場所よりどころ”に専門機関として参加する。

③ 研修会

北海道ひきこもり成年相談センターおよび札幌市ひきこもり地域支援センターとして、ひきこもり支援に関わる専門職を対象とした「ひきこもり支援機関関係職員等研修会」、ひきこもりに関するボランティア活動に関心のある人を対象とした「ひきこもりサポーター養成研修事業」を年度内に開催する。